

岐阜県教育委員会教員育成協議会設置要綱

(設置)

第1条 岐阜県の公立の小学校等の校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標（以下「指標」という。）の策定に関する意見聴取並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての意見聴取を行うため「教員育成協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 岐阜県の公立の小学校等の校長及び教員の指標の策定に関する意見聴取を行うこと。
- (2) 当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての意見聴取を行うこと。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が就任を依頼する。

- (1) 教員養成の学部を有する大学の代表者
- (2) P T Aの代表者
- (3) 公立学校の代表者
- (4) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、就任開始日から当該年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は委員のうちから互選し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会議の進行を行う。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、委員長が招集する。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、岐阜県教育委員会教育研修課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年1月31日から施行する。